令和6年9月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和6年9月11日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。 出席委員は、次のとおりである。

1 114	V ++	±:	壬旦
1番	今村		
2番	内田す	なを	委員
3番	大石	敏裕	委員
4番	甲斐サ	工子	委員
5番	柿本	正信	委員
6番	川津	富夫	委員
7番	古賀	喜治	委員
8番	後藤マ	ス子	委員
9番	清水	邦宏	委員
10番	白水	貴	委員
11番	末次	龍夫	委員
12番	髙田	光秀	委員
13番	田川	政文	委員
14番	田中	文	委員
15番	轟 香	代子	委員
16番	中園	正彦	委員
17番	中村	裕	委員
18番	中山	健治	委員
19番	林田	髙夫	委員
20番	日比生	和雄	委員
21番	福島	哲憲	委員
22番	保坂	泰生	委員
23番	松隈	康吉	委員
24番	本山	龍一	委員

事務局の出席者は9名である。

事務局 皆さん、おはようございます。お時間前ではございますが、皆さん、おそろいです ので、9月総会の開催に当たり報告をいたします。

> 本日は、現委員数24名中24名の出席があっておりますので、農業委員会等に関する 法律第27条第3項の規定により、総会は成立をしております。

それでは、会長、お願いします。

議 長 おはようございます。9月の農業委員総会を開催いたします。

まず、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、審議番号12番及び13番は、議席番号**番の*****委員が譲受人の**であり、同居の親族に該当するため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたします。よって、第1号議案は先に審議番号12番、13番を審議し、次に審議番号12番・13番を除く全ての議案を審議いたします。議席番号**番、****委員の退席を求めます。

それでは、第1号議案の審議番号12番及び13番について説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

4ページをお願いいたします。

所有権移転、西部地域、審議番号12番、13番の2件です。

以上、審議番号12番、13番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で、説明を終わります。

議 **長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は、 挙手をお願いいたします。質疑、ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、ただいまより採決をいたします。

第1号議案、審議番号12番及び13番について、賛成の方は挙手を願います。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号12番、13番は可決 されました。

12番、13番の審議が終了いたしましたので、議席番号**番、*****委員の出席を求めます。

**委員に報告いたします。審議番号12番、13番は可決されました。

続きまして、12番・13番を除く第1号議案を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、審議番号1番から、3ページ、審議番号10番までの10件です。

4ページをお願いいたします。

西部地域、審議番号12番・13番を除く、審議番号11番から審議番号15番までの3件です。

5ページをお願いいたします。

賃借権設定、東部地域、審議番号16番の1件です。

使用貸借権設定、西部地域、審議番号17番の1件です。

以上、審議番号1番から12番及び13番を除く審議番号17番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案の審議番号1番、2番、8番、9番、10番、14番及び16番は、新規就 農案件及び新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果につきまして、 担当委員より報告をいたします。

なお、審議番号8番は、議長である私が担当いたしましたので報告のほうは事務局 が行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告お願いします。

委 員 審議番号1番の案件につきまして、8月27日に申請人****氏と、私、**推進 委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。 申請人の****氏は、今回、山本町豊田の農地を売買にて取得し、農業を始める 予定です。新規就農になります。申請人の年齢は43歳です。申請人は、今回の申請 地から車で10分のところに自宅があります。農作業は、申請人本人と父で行うとの ことです。営農計画は、ブルーベリーを作付する計画となっております。**氏は 農業経験があり、朝倉市にあるアグリガーデンスクールに1年間通い、農業や土づ くりについて学びました。農機具については、トラクター、動力噴霧機、草刈機を 借用する予定です。出荷については、直売やインターネット販売を考えており、将来は観光農園にしたいとのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍が見込めるものと考えられます。また、ヒアリングの結果について、9月2日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

続きまして、審議番号2番と16番の案件につきまして、8月27日に申請人**** 氏と、私、**推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、今回、山本町豊田の農地を売買にて取得し、また賃貸借にて借り受けて、農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は53歳です。申請人は、今回の申請地から車で30分のところに自宅がありますが、申請地から5分ほどの場所に職場があります。農作業は、申請人本人と妻で行うとのことです。営農計画は、野菜を作付する計画となっております。**氏は農業経験があり、知り合いの農家の支援を受けながら、3年ほど前から体験農園の管理と運営を担っております。農機具については、軽トラックを所有しており、耕運機を導入予定であり、トラクターを借用する予定です。出荷については、体験農園の会員に対

して収穫物を販売するとのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリングの結果について、9月2日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

事務局 審議番号8番の案件につきまして、8月21日に申請人****氏と**農業委員、 **推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いた します。

> 申請人の****氏は、今回、北野町稲数の農地を贈与にて取得し、農業を始める 予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は77歳です。申請人は、今回の 申請地から車で約15分の場所に自宅があります。農作業は、申請人本人のみで行う とのことです。営農計画は、野菜を作付する計画となっております。**氏は、幼 少の頃からの農業経験があり、今回、農地取得の機会があったため、自家消費のた めの野菜を育ててみたいとの考えをお持ちです。農機具については、草刈り機を所 有しており、耕運機と軽トラックを借用する予定です。

> ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、9月2日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 審議番号9番と10番の案件につきまして、8月21日に申請人、****氏と、私、 **推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いた します。

申請人の****氏は、今回、北野町中の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は74歳です。申請人は、今回の申請地から車で約10分の場所に自宅があります。農作業は、申請人本人のみで行うとのことです。営農計画は、水稲を作付する計画となっております。**氏は、学生の頃に田植えや収穫の農業経験があり、今回、農地を所有する機会があったため、家族の食用として米を育ててみたいとの考えをお持ちです。農機具については、田植機、耕運機、トラクター、軽トラック、コンバインを借用する予定です。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考

えられます。また、ヒアリング結果について、9月2日の東部審査会で報告を行い、 問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

審議番号14番の案件につきまして、8月20日に申請人、****氏と、私、**推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。申請人の****氏は、今回、宮ノ陣町八丁島の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は50歳です。申請人は、今回の申請地のすぐ隣が自宅となっております。農作業は、申請人本人のみで行うとのことです。営農計画は、ホウレンソウ、ジャガイモ、ピーマンを作付する計画となっております。**氏は、農業経験がなく、隣接する住宅を購入することになり、自家消費のための野菜を育ててみたいとの考えをお持ちです。農機具については、現在所有しておらず、必要状況によってホームセンターで購入予定とのことです。ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、9月3日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

議 長 ありがとうございました。

報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 **長** 質疑ないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいた します。

審議番号12番及び13番を除く第1号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全員拳手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号12番・13番を除く第1号議案は 可決されました。

続きまして、第2号議案に参ります。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、審議番号1番は、 第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号6番と関連の ある案件でございますので、第4号議案と一括して議題といたします。また、審議 番号2番は、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についての審議番号 5番と関連のある案件でございますので、第3号議案と一括して議題といたします。 さらに、第3号議案の審議番号1番及び2番につきましては、それぞれ第4号議案 の審議番号1番及び2番と関連のある案件でございますので、第4号議案と一括し て議題といたします。

それでは、第2号議案の審議番号2番及び第3号議案の審議番号3番から5番まで を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 6ページをお願いいたします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、2番、1件です。

2番、申請地、三潴町高三潴、田、1筆、460㎡。

申請理由、転用目的及び施工期間を変更するものです。変更内容は、転用目的を貸社会福祉施設から共同住宅(1棟8戸)へ、施工期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日だったものを、令和4年4月1日から令和7年4月30日までに変更するものです。こちらにつきましては、令和4年3月11日付にて5条許可がなされたものです。地図ナンバーは2。第3号議案5番と関連案件となります。

7ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、3番から8ページ、5番までの3件です。

3番、申請地、藤光町、田、2筆、計2,147㎡。

申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの、農地改良行為です。

農地区分は、第1種農地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外 規定を適用しております。

8ページをお願いいたします。

4番、申請地、安武町安武本、田、1筆、17㎡。

申請理由、申請地を水路として利用するものです。

5番、申請地、三潴町高三潴、田、1筆、460㎡。

申請理由、申請地に共同住宅(1棟8戸)を建築するものです。第2号議案2番と 関連案件となります。

なお、審議番号3番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。 以上で説明を終わります。

議 **長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

西部審査会よりお願いいたします。

委 員 それでは、西部審査会についての報告をいたします。

審議番号3番、地図ナンバーは5番です。転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は許可後から令和7年3月31日までの予定で、改良後は、米、麦を作付する計画となっております。申請地は、久留米工業大学から西へ約1.3kmのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が一時的な利用に供するものですので、不許可の例外規定に該当すると判断しております。雨水排水につきましては、北側及び南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは6番です。転用目的は、水路として利用するものです。申請地は、西鉄安武駅から北東へ約390mのところに位置します。 農地区分につきましては、西鉄安武駅からおおむね500m以内の区域にありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で、東側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは7番です。転用目的は、共同住宅 (1棟8戸)を建築するものです。申請地は、三潴小学校から西へ約350mのとこ ろに位置します。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にあ る農地ですので、第3種農地に該当いたします。雨水排水につきましては、溜桝を 経由して、西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の 道路に埋設された市下水道管へ接続いたします。被害防除につきましては、既設コ ンクリートブロック及び既設L型擁壁により、土砂の流出を防ぐ計画です。

以上、3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、 書類審査を行いましたが、問題はないものと判断しております。御審議のほどよろ

これら全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

しくお願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 **長** 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了しまして、採決をいたしま す。

なお、採決に当たりましては、第2号議案の審議番号2番と、第3号議案の審議番号3番から5番までに分けまして、採決をいたします。

それでは、第2号議案の審議番号2番に賛成の方、挙手をお願いします。

全員拳手

議 **長** ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案の審議番号2番は可決されました。

続きまして、第3号議案の審議番号3番から5番までに賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 **長** ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案の審議番号3番から5番までは可決されました。

なお、第3号議案の審議番号3番は、許可相当として、県農業会議へ意見聴取いた

します。

続きまして、第2号議案の審議番号1番、第3号議案の審議番号1番及び2番、並 びに第4号議案を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 6ページをお願いいたします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

1番、申請地、藤山町、畑、1筆、204㎡。

申請理由、転用目的、転用面積及び施工期間を変更するものです。変更内容は、転用目的を車両置場から敷地拡張(露天車両置場)へ、転用面積を204㎡から435㎡へ、施工期間を令和5年7月1日から令和5年7月31日だったものを、令和5年7月1日から令和6年11月30日までに変更するものです。こちらにつきましては、令和5年7月12日付にて5条許可がなされたものです。地図ナンバーは1。第4号議案6番と関連案件となります。

7ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、田主丸町石垣、畑、1筆、187㎡。

申請理由、申請地を自己用住宅及び倉庫兼車庫の敷地として拡張するものです。第 4号議案1番と関連案件となります。

なお、関連案件となっている理由といたしましては、申請人が農地を売り渡して転用をしようとした際に、今回の申請地が農地法の手続をされていなかったので、追認して申請を行い、同時に5条許可も受けるものでございます。

2番、申請地、田主丸町田主丸、田、1筆、191mg。

申請理由、申請地を露天駐車場として利用するものです。第4号議案2番と関連案件となります。

なお、関連案件となっている理由といたしましては、申請人が農地を貸し付けて転 用をしようとした際に、今回の申請地が農地法の手続をされていなかったので、追 認して申請を行い、同時に5条許可も受けるものでございます。 9ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から10ページ、3番までの3件です。

1番、申請地、田主丸町石垣、畑、2筆、計601㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅及び車庫を建築するものです。

農地区分は、第1種農地と第3種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第3号議案1番と関連案件となります。

2番、申請地、田主丸町田主丸、田、1筆、469㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。第3号議案2番 と関連案件となります。

10ページをお願いいたします。

3番、申請地、北野町高良、田、1筆、781㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅及び倉庫を建築するものです。

西部地域、4番から14ページ、6番までの3件です。

4番、申請地、梅満町及び津福本町、13ページをお願いいたします、田、33筆、計2万7,402㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地(54区画)として利用するものです。

5番、申請地、上津町、田、畑、2筆、計1,651㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、露天駐車場及び多目的広場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地と第3種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものと して、不許可の例外規定を適用しております。

14ページをお願いいたします。

6番、申請地、藤山町、畑、2筆、計435㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天車両置場の敷地として拡張するものです。農地 法第4条による同時許可で、第2号議案1番と関連案件となります。

なお、審議番号4番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。 以上で説明を終わります。 議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番でお願いいたします。

委員 東部審査会の4条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは3番です。転用目的は、自己用住宅及び倉庫兼車庫の敷地を拡張するものですが、既に施工されていましたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、水縄小学校から北東へ約350mのところに位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に小学校、保育所がある農地でありますので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、北側の道路側溝へ排水されます。汚水につきましては、汲み取りにて処理します。生活雑排水につきましては、浄化槽を経由して、北側の道路側溝へ排水します。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック、既設のコンクリート塀、既設の石垣により、土砂の流出を防ぐ計画になっております。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは4番です。転用目的は、露天駐車場として利用するものですが、既に施工されていましたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、田主丸中学校から南へ約200mのところに位置します。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等添付書類を確認しております。 以上、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いまし

たが、問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、東部審査会の5条申請について報告します。

審議番号は1番、地図ナンバーは8番です。転用目的は、自己用住宅及び車庫を建築するものです。申請地は、水縄小学校から北東へ約350mのところへ位置します。 農地区分については、第1種農地と第3種農地が混在しておりまして、北側の道路 に面した農地につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、 500m以内に小学校、保育所がある農地ですので、第3種農地と判断しております。 北側の道路に面していない農地につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の 農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業 の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判 断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び溜桝を経由して、北側の 道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設さ れている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、既設のコンクリート ブロック及び既設の石垣、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計 画となっております。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは9番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、田主丸中学校から南へ約200mのところに位置します。農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは10番です。転用目的は、自己用住宅及び倉庫を建築するものです。申請地は、弓削小学校から北東へ約200mのところへ位置します。農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって、200m以内に小学校、保育所がある農地ですので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管に接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。 以上、3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、 書類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。御審議のほどよろ しくお願いいたします。

委 員 それでは、西部審査会の5条申請について報告いたします。

審議番号4番、地図ナンバーは11番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地

(54区画) として利用するものですが、一部が資材置場や車両置場として使われておりましたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、鳥飼小学校から南西へ約280mから580mのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、4種類の排水方法があります。1つ目は、自然流下で東側の水路へ排水。2つ目が、自然流下で、西側の水路を経由して南側の河川へ排水。3つ目は、溜桝を経由して、新設する前面道路の側溝から南側の河川へ排水。4つ目は、溜桝を経由して、新設する前面道路の側溝から申請地内に設置する調整池をさらに経由して南側の河川へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、新設する道路に埋設する予定の下水道管を経由して、西側の道路に埋設された市下水道管へ接続いたします。被害防除につきましては、法面施工及びコンクリートブロック、L型擁壁、重力式擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは12番です。転用目的は、露天駐車場及び多目的広場として利用するものですが、既に施工済みのため、始末書付きの申請となっております。申請地は、上津小学校から西へ約1.2kmのところに位置します。農地区分につきましては、第1種農地と第3種農地が混在しておりまして、北側の筆については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に保育園と病院がある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。南側の筆については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が隣接の土地と同一事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び既設排水管を経由して、北側と南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは13番です。転用目的は、車両置場の敷地を拡張するものです。申請地は、青陵中学校から南東へ約670mのところに位置しております。農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地ですので、第2種農地に該当すると判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、北側及び1080番の敷地に沿って流れる水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発

生いたしません。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土 砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。 以上、3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、 書類審査を行いましたが、問題はないものと判断しております。御審議のほどよろ しくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、質疑を終了いたしまして、採決をいたします。 なお、採決に当たりましては、第2号議案の審議番号1番、第3号議案の審議番号 1番及び2番、並びに、第4号議案の3つに分けて、採決をいたします。 それでは、まず、第2号議案の審議番号1番に賛成の方は挙手を願います。

全員举手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案の審議番号1番は可決されま した。

続きまして、第3号議案の審議番号1番及び2番に賛成の方は挙手を願います。

全員拳手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案の審議番号1番及び2番は可 決されました。

続きまして、第4号議案に賛成の方、挙手を願います。

全員举手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。

なお、第4号議案の審議番号4番は、許可相当として、県農業会議への意見聴取を いたします。

続きまして、第5号議案に参ります。

第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

なお、審議番号1番は、議席番号**番の****委員が譲受人の**であり、同居の親族に該当をしているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたします。よって、第5号議案は先に審議番号1番を審議し、次に審議番号1番を除く全ての議案を審議といたします。

議席番号**番の***委員の退席を求めます。

それでは、第5号議案の審議番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進 計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番の1件です。

1番、所在地、小森野6丁目、畑、1,487㎡、推進機構からの買入れとなります。 以上、審議番号1番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項 の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 **長** 事務局の説明終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は挙 手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、第5号議案、審議番号1番について、賛成の方は 挙手をお願いいたします。

全員举手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案、審議番号1番は可決されま した。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

> 審議番号1番の審議が終了いたしましたので、退席されております****委員の 出席を求めます。

**委員へ報告いたします。審議番号1番は可決されました。

続きまして、審議番号1番を除く第5号議案を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 15ページをお願いいたします。

第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進 計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、2番から6番までの5件です。

2番、所在地、小森野7丁目、畑、2筆、3,325㎡、推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件につきましては、申請人はバラのハウス栽培を行い、農地移動 適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準の特例として、 花き栽培等の集約経営が行われる場合とあり、申請人はその特例に該当しているも のと判断しております。

3番、所在地、宮ノ陣町大杜、田、2筆、計1万3,166㎡、推進機構からの買入れ となります。

4番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、3,087㎡、推進機構への売渡しとなります。

5番、所在地、宮ノ陣町若松、田、5,274m²、推進機構への売渡しとなります。

6番、所在地、安武町安武本、田、950m²、推進機構への売渡しとなります。

16ページをお願いいたします。

第2区、7番から9番までの3件です。

7番、所在地、田主丸町菅原、田、1,796㎡、推進機構からの買入れとなります。

8番、所在地、田主丸町中尾、田、3,271㎡、推進機構への売渡しとなります。

9番、所在地、田主丸町牧、田、2筆、計2,041㎡、推進機構からの買入れとなります。

第3区、10番から13番までの4件です。

10番、所在地、北野町大城、田、2筆、計3,863㎡、推進機構からの買入れとなります。

11番、所在地、北野町金島、田、2,204m²、推進機構への売渡しとなります。

12番、所在地、北野町高良、田、3筆、計2,178㎡、推進機構からの買入れとなります。

13番、所在地、北野町中川、田、792m²、推進機構への売渡しとなります。

以上、審議番号2番から13番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 **長** 質疑ないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいた します。

審議番号1番を除く第5号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全員拳手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号1番を除く第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。 報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。 報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

報告事項につきまして、何か質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、 字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任さ れたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なしの声」

議 **長** 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その 他の整理につきましては議長に委任することに決定をいたしました。

> ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10 条第2項の規定により、3番、大石敏裕委員、16番、中園正彦委員にお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。